

米国



※中国(香港・マカオ以外)、イラン、欧州(シェンゲン領域)、英国、アイルランド、ブラジルに過去14日間に滞在歴のある外国人の入国を拒否。

- 入国時等に**PCR検査**は求められない。
 - 旅行健康情報がレベル3(不要な渡航延期勧告)の国(日本含む)からの入国者には、**自宅等で14日間の自己隔離を要請**。
- (※)アラスカ州、北マリアナ諸島、グアム及びハワイ州では、州(島)外からの全渡航者に対して、**14日間の自己隔離を義務付け**(隔離費用は私費負担)。他方、**一定の条件**(到着前の「陰性証明書」取得等)を満たすことで**隔離義務の免除、又は隔離期間の短縮**が認められる。

英国



※入国後の行動制限はあるが、外国人の入国そのものに対する制限措置は講じていない。

- 入国時等に**PCR検査**は求められない(出国前検査も不要)。
- **英国到着**の48時間前までに、滞在予定、滞在場所、連絡先等をオンラインで登録し、入国時に登録済みフォームを**要提示**。滞在情報を提供しない者には100ポンドの罰金が科される可能性があり、非英国籍者の場合は入国が拒否される可能性もある。さらに、正確な連絡先を知らせなかったり、自主隔離場所を移る場合に連絡先を更新しなかったりした場合は、最高3,200ポンドの罰金が科せられる(金額はイングランドの場合)。
- 原則、事前に申告した滞在場所において**14日間の自己隔離を義務付け**(隔離費用は私費負担。医療従事者、トランジット目的の乗継客等を除く)。自己隔離をしない違反者に対しては、1,000ポンドの罰金が科せられる(金額はイングランドの場合)。ただし、**日本を含む52か国・地域(※1)**から、**イングランド**に到着する者は、過去14日間に右以外の国・地域に滞在していない場合には、**14日間の自己隔離が不要**となる。

(※1)日本、香港、台湾、韓国、独、伊を含む。米国、カナダ、中国、仏等は含まれない。

カナダ



※米国を除く各国からの外国人の入国を9月30日まで原則禁止。米国との間では、9月21日まで不要不急の移動を制限。

- 例外的に入国する全渡航者に対して、入国時等に**PCR検査**は求められない。
- **14日間の自己隔離を義務付け**(隔離費用は原則私費負担)。また、入国者が信頼できる自己隔離計画を示さない場合には、カナダ公衆衛生庁が指定する施設で自己隔離を行う**必要**がある(違反者に対する罰則有り)。
- その他防疫措置として、①**カナダの空港に離発着する全ての航空便搭乗者に空港内での非医療用マスク着用の義務化**、②**入国後の自己隔離場所までの移動時のマスク等着用義務化**、③**65歳以上の高齢者や基礎疾患がある者等との接触禁止(罰則有り)**等が講じられている。

豪州



※豪州人、豪州永住者及びその直近の家族並びに同国在住のニュージーランド人を除き、全ての外国人の入国を禁止(個別事情に基づく例外有り)。

- 出国前検査は要しない。
- 全入国者に対して、**入国後14日間の自己隔離を義務付け**(私費負担、到着した空港・港近郊の指定された施設(自宅不可))。**強制隔離期間の開始後48時間以内と10~12日目にPCR検査を要受診(計2回)**(原則として、公費負担)。
- **濃厚接触追跡アプリの導入が推奨**されているが、**義務ではない**(日本の接触確認アプリ(COCOA)同様にBluetoothを使用し、スマートフォンを通じて他者との接触を記録するもの。位置情報は記録されない。)

(※)入国禁止措置の適用除外を申請する際に過去14日間の滞在歴の申告や豪州に入国しなくてはならない理由(compelling or compassionate reason)を示す資料等の提出が必要。

主要国・地域の防疫措置の現状②

欧州連合



欧州連合(EU)は、7月1日以降のEU及びシェンゲン域外からの入域制限措置緩和の対象となる第三国のリストを発表。同リストは、7月16日、30日及び8月7日に更新され、現在は11か国(※)が対象(7月1日時点では15か国が対象)。なお、国境管理は加盟国の権限となるため、同リストは法的拘束力のない勧告であり、最終的な決定及び実施は各加盟国に委ねられる。

(※)日本、中国(注:相互主義の確認が条件)、韓国、タイ、オーストラリア、ニュージーランド、ジョージア、チュニジア、ルワンダ、カナダ、ウルグアイ

フランス



※EU・シェンゲン協定加盟国及び英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン並びにEU理事会勧告を踏まえた10か国(EUのリストから中国を除く)以外からの外国人の入国は原則不可。

- 入国時にPCR検査は求められない。
- EU・シェンゲン協定加盟国及び英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン並びにEU理事会勧告を踏まえた10か国(EUのリストから中国を除く)からの入国者には、入国後14日間の自己隔離は原則不要。
- 仏人や仏長期滞在者については、EU・シェンゲン協定加盟国及び英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン並びにEU理事会勧告を踏まえた10か国(EUのリストから中国を除く)以外の国からの入国についても次の条件をクリアすれば入国を認めている。米国、バーレーン、ア首連及びパナマからの11歳以上の渡航者は、搭乗前72時間以内に発行されたPCR検査の陰性証明書を提出。新型コロナウイルスが蔓延しているとされる約30か国(主に中東、中南米、東欧の国)からの11歳以上の渡航者はPCR検査の検査証明を提出、もしくは、出発前に自国で検査できない場合には、仏空港到着後にPCR検査を受検。その他の国からの渡航者には、入国後14日間の自己隔離及び入国時の自己申告書(新型コロナウイルス感染症の症状がない旨の宣誓書)の携行が必要。

ドイツ



※非EU市民、非EFTA市民、非英国市民及びEU理事会勧告を踏まえた7か国(タイ、豪州、NZ、ジョージア、チュニジア、カナダ、ウルグアイ)以外からの外国人の入国は原則不可。

- ドイツ入国前14日以内にロベルト・コッホ研究所が公表するリスク国・地域(日本は含まれない。)に滞在歴がある場合、14日間の隔離義務及びPCR検査義務あり(検査費用は無料)。
- ドイツ入国前48時間以内にロベルト・コッホ研究所が承認する国・地域の検査機関で実施した検査結果(陰性証明)を提示できる場合、入国後の検査義務は免除。
- なお、検査の結果陰性であることが確認された場合に14日間の隔離措置が免除されるか否か等、具体的な措置は各州により異なる(ベルリン州及び多くの州においては、陰性であることが確認されれば隔離措置は免除)。可能な限り10月1日からは、連邦全体として、入国後4日間は必ず隔離義務に服し、5日目以降の検査によって隔離を終了することができることとする予定。
- その他、リスク国・地域からの入国・帰国者は、到着後1日以内に所在追跡票を管轄の保健局に提出しなければならない。

イタリア



※EU、シェンゲン協定加盟国、英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン及びEU理事会勧告を踏まえた10か国(内訳は仏と同じ)以外の国・地域へからの移動及び当該国・地域に直近14日間滞在又は乗り換えをした者の伊への入国及び乗り換えは禁止。

- イタリア入国に先立つ14日間に、クロアチア、ギリシャ、マルタ、スペインに滞在又は乗り換えを行った者に対し、イタリア入国72時間以内に実施したPCR検査において陰性を証明すること等を義務付け。入国時のPCR検査は求められない。
- EU、シェンゲン協定加盟国、英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン以外の入国を認められた国から入国する者には、引き続き、入国後14日間の自己隔離を義務付け(隔離費用は私費負担)。ただし、「文書により証明される業務上の理由」がある場合には、症状が無いこと等を条件に、自己隔離義務から免除。

主要国・地域の防疫措置の現状③

中国



※査証免除・無査証入国を制限しているが、外国人の入国を一律に禁止はしていない。

- 航空機搭乗前5日以内に発行されたPCR検査の陰性証明書をもって中国の在外公館に健康状況声明書の発出を申請する必要(本邦発フライトの乗客には未だ必要とされていないが、条件が整い次第、実施される予定。)
- 入国時、到着空港所在省・市の措置に従い、原則としてPCR検査受診を義務付け(検査費用は、公費負担)。同様に、所在省・市の定めに従い、原則として入国後14日間の自己隔離の義務付け(隔離費用は私費負担)。
- 各地方政府が住民及び訪問者に対して「通行証」としてスマートフォンアプリの取得を要請。

韓国



※査証免除・無査証入国を制限しているが、外国人の入国を一律に禁止はしていない。

- 全ての国を対象として、査証申請時に医療機関発行の診断書(査証申請日から48時間以内に医療機関で検査を受け発行されたものであり、新型コロナウイルス感染症に係る症状の有無が記載されているもの)を提出する必要あり(出国前検査の必要は無し)。診断書の提出に加え、査証申請の審査時に健康状態に係るインタビューがなされる。
- 全ての入国者は、入国時又は入国後3日以内のPCR検査が義務付け(検査費用は、公費負担)。
- 全ての韓国人・外国人を対象に14日間の自己隔離を義務付け(隔離費用は私費負担)。韓国国内に滞在できる場所がない場合や自宅での隔離が困難な場合、指定の施設での隔離となる(最大15万ウォン/日)。なお、韓国入国前に韓国大使館等で「隔離免除書」を事前に発行された場合(重要なビジネス上の目的、学術上の目的、その他公益又は人道上な目的等)やA1(外交)、A2(公務)、A3(協定)の査証保持者(隔離免除書は不要)は、隔離措置の例外。その際、空港で診断検査を実施してから検査結果が通知されるまで、臨時の施設で滞在(1泊2日以内、滞在費用は無料)。
- 本人所有の携帯電話に「自己診断」アプリのインストールを義務付け。入国後14日間、症状の有無を入力したり、保健当局からの電話連絡を受ける必要等がある。

台湾

※6月29日から、一定の条件を満たせば、在外事務所の審査を経て「特別入境許可」を取得の上、入境可能。

- 入境にあたり、搭乗前3ワーキングデー以内のPCR検査陰性証明の取得が必要。
- 入境後14日間の自己隔離を義務付け(隔離費用は私費負担)。他方、6月22日から、①台湾滞在日数が3か月以内、②ビジネス目的、③感染リスクが「低い」(※1)又は「やや低い」国・地域(※2)からの渡航者、④搭乗前14日以内に「低い」又は「やや低い」以外の国・地域渡航歴なし、⑤受入機関の証明書類、搭乗前3日以内のPCR陰性証明、訪台中の行程表及び防疫計画書を提出、⑥台湾でのPCR検査で陰性を確認すること等を条件として、入境後の隔離期間を短縮。
- 6月29日以降、観光(一般的社会訪問(※3)を含む)を目的とする入境を除き、外国人の入境制限が段階的に緩和され、ビジネス目的、親族訪問、研修、国際会議や展覧会への出席、国際交流事業、ボランティア、布教活動、ワーキングホリデー、青少年交流、就学又は求職等の目的であれば、台湾の在外事務所に必要書類を提出し、審査を経て「特別入境許可」を取得すれば、入境が可能(入境後は14日間の自己隔離)

(※1)感染リスクが「低い」国・地域: NZ、マカオ、パラオ、フィジー、ブルネイ、タイ、モンゴル、ブータン、ラオス、カンボジア、スリランカ、ナウル、東ティモール、モーリシャス → 隔離期間5日間

(※2)感染リスクが「やや低い」国・地域: マレーシア、シンガポール、ベトナム、ミャンマー → 隔離期間7日間

(※3)友人訪問、結婚式参加、スポーツ試合観戦やコンサート鑑賞、慶祝・文化活動参加等、特定の受入機関や親族が台湾にない訪台を指す。

主要国・地域の防疫措置の現状④

ロシア



※ロシア居住者、労働許可を所持し、高度技能を有する一部の外国人専門家等の例外を除き、外国人の入国は認められない。

- 入国時に**PCR検査**は求められない。
- **全ての外国人は、ロシアを目的地とした国際航空便に搭乗する際(トランジットを含む)、又は国境を通過する際、渡航直前の3日以内に受けたPCR検査の陰性証明書を所持することが必要**(ロシア国籍者に対しては、帰国後3日以内の検査を義務付け。)
- **労働活動のためにロシアに到着する外国人については、14日間の自己隔離を義務付け**(隔離費用は私費負担)。

ブラジル



※7月29日、陸路及び海路による全ての外国人に対する入国禁止措置を30日間延長。なお、空路で入国することは、ブラジルの法律に基づき、入国査証の携行を含め、各自の事情に即した入国要件に従うことを条件として、これを妨げるものではない。

- 出国前検査及び出入国時に**PCR検査**は求められない。
- **ブラジリアなど一部の州においては、明示的に自宅等で14日間の自己隔離を要請。**
- 90日以内の短期滞在のために訪問する外国人旅客は、搭乗前に、航空会社に対し、**ブラジル旅行中の全期間をカバーするブラジル国内で有効な保険(最低3万リアル(約60万円)まで医療費をカバーするもの)の加入証明書を提示しなければならない**。提示しない場合には、衛生当局の指示に基づき、入管当局により、**入国が禁止**される。
- 入国禁止措置の有効期間中、サンパウロやリオデジャネイロ等の主要都市以外の空港を到着地とする**国際便を一時的に禁止**。